



補聴器の購入費を 助成します！



住民税非課税世帯
の方が対象です

立山町では、聴力の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の維持・向上を図ることで社会参加につなげ、認知症及びうつ病等の発症リスクを低減させるため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

■対象者 ※以下の要件のすべてに当てはまる方

- (1) 補聴器を購入した日において 65 歳以上で、立山町に 1 年以上居住している方
- (2) 住民税非課税世帯の方
- (3) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (4) 医療機関にて実施された聴力検査で、両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上と認められた方
- (5) 町税の滞納がない方
- (6) 過去にこの助成を受けていない方

■助成の内容

- (1) 助成額
補聴器の購入費用の2分の1
※1人あたりの上限額は、40,000 円を限度とする(1,000 円未満切り捨て)
- (2) 留意点
 - ① 令和 8 年 7 月 1 日以降に購入した補聴器が対象
 - ② 管理医療機器認証を取得した補聴器が対象
 - ③ 補聴器に関する付属品の単体での購入費用や集音器・助聴器の購入費用は対象外
 - ④ 診察料や文書料等補聴器の購入以外の経費は対象外

■申請書類

- (1) 立山町高齢者補聴器購入費用助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 医師意見書(様式第2号)
- (3) 補聴器の購入に係る領収書(購入日、品名、金額の記載のあるもの)
- (4) 管理医療機器認証がわかるもの

■手続きの流れ

- (1) 耳鼻咽喉科を受診
医師意見書を作成してもらう(様式第 2 号)
- (2) 補聴器を購入
管理医療機器認証を取得した補聴器であること
- (3) 助成金の申請
上記申請書類を健康福祉課社会福祉係へ提出してください。

〈問合せ先〉

健康福祉課 社会福祉係
(立山町元気交流ステーション3階)
☎076-462-9954